

---

カエル！ジャパン通信 Vol.211 令和5年6月27日

発行：内閣府 仕事と生活の調和推進室

---

<<<今号の目次>>>

1. はじめに

2. コラム ワーク・ライフ・バランスの本質を考えた働き方とは

3. 最新情報

《お知らせ》 1件

《地方公共団体等の動き》 12件

---

■□■ 1. はじめに ■□■

---

内閣府男女共同参画局

◆「令和5年版 男女共同参画白書」を閣議決定しました

令和5年6月16日に「令和5年版 男女共同参画白書」を閣議決定、公表しました。

今回の白書では、「新たな生活様式・働き方を全ての人の活躍につなげるために～職業観・家庭観が大きく変化する中、「令和モデル」の実現に向けて～」を特集テーマとしています。

◆概要

現在、若い世代を中心に、男女ともに、家事や育児と仕事の両立を希望する人が増加していますが、昭和時代から続く、長時間労働を前提とした労働慣行、固定的な性別役割分担意識等がこの実現を阻んでいます。今回の白書では、このことについて、各種統計データや新たに実施した調査結果等を用いて分析したうえで、全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会、「令和モデル」の実現に向けて優先すべき課題について考察しています。その一部を御紹介します。

**(1)働き方や就業に関する意識の変遷、家事・育児等・働き方の現状と課題**

1日の時間の使い方のデータを見ると、長期的には家事関連時間の妻の分担割合は減ってきていますが、令和3年時点でも、6歳未満の子供を持つ夫婦では、専業主婦でも共働きでも、家事関連時間の約8割を妻が担っています（専業主婦84.0%、共働きの妻77.4%）。また、令和3年度の男性の育児休業取得率は民間企業で13.97%となりましたが、女性の取得率

(85.1%)と比較すると依然として大きな差があり、育児休業取得期間も男女間で大きな差があります。女性の方が、子供が生まれたことにより、仕事との向き合い方を変え、仕事の時間を制限することが多く、共働きであっても性別役割分業を行っている夫婦が多いと考えられます。

労働時間に目を向けると、男性では、働き盛りと言われる30代後半から50代前半で、他の年代と比較して労働時間が長くなっていますが、女性では、子育て期と重なることもあり、労働時間が短くなっています。このような背景もあり、令和4年に内閣府で実施した世論調査では、女性の8割以上が「育児や介護、家事などに女性の方がより多くの時間を費やしていることが、職業生活における女性の活躍が進まない要因の一つである」と回答しています。

## **(2)根付きつつある新たな生活様式・働き方**

しかし、このような状況が変わる兆しも見えてきました。

令和4年度に内閣府で実施した意識調査では、家事・育児等を「自分が率先してすべきことである」と回答した割合について、50～60代では、女性が男性を10%ポイント以上上回る一方、20代では、男女差はほとんど見られませんでした（女性70.1%、男性69.8%）。

また、子供のいる20～30代の男性では、「家事・育児時間を増やしたい」が3割、「仕事を減らしたい」も3割となっています。若い男性の家事・育児への参画意欲は高まっているものの、労働時間の長さが、男性の家事・育児参画を阻んでいることが推察されます。

さらに、仕事での昇進等への20代時点での考え方について、男性ではあまり年代差はありませんが、女性では若い年代ほど、「この仕事を長く続けたい」、「昇進できる」、「いずれは管理職につきたい」と考える割合が大きくなっています。男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などの法整備等の成果が表れてきているものと推察されます。

## **(3)「令和モデル」の実現に向けて**

我が国の未来を担う若い世代が、理想とする生き方、働き方を実現できる社会を作ることこそが、今後の男女共同参画社会の形成の促進において、重要です。このことは、単独世帯、ひとり親世帯、共働き世帯の増加等、家族の姿が変化し、人生が多様化する中、全ての人が活躍できる社会の実現にもつながります。

そのためには、若い世代の意識の変化を認識し、時代に合わなくなっている慣行等を変えていかなければなりません。白書では、「男性は仕事」「女性は家庭」という、いわゆるサラリーマンの夫と専業主婦から成る家庭を前提とした制度、固定的な性別役割分担を前提とした長時間労働や転勤を当然とする雇用慣行等を「昭和モデル」、職業観・家庭観が大きく変化する中、全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会への変革が実現した姿を「令和モデル」と称しています。そして、「令和モデル」の早期実現に向けて、特に優先すべきこととして、誰もが、希望が満たされ、能力を最大限に発揮して仕事ができる環境

の整備、仕事と家事・育児等のワーク・ライフ・バランスが取れた生活を行うことができること、その前提としての女性の経済的自立を挙げています。

本白書は、内閣府男女共同参画局のホームページに掲載されておりますので、ぜひ御覧ください。

[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/index.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/index.html)

---

## ■□■ 2. 取組紹介 ■□■

ワーク・ライフ・バランスの本質を考えた働き方とは

---

大沢 真知子さん

日本女子大学名誉教授。専門は労働経済学。南イリノイ大学経済学部博士課程修了。

内閣府「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」に有識者として参加。

---

「ワーク・ライフ・バランス」という言葉は世の中に浸透しましたが、その本質を正しく理解されている方は、まだまだ少ないかもしれません。今回はその本質と今後の課題について大沢さんに伺いました。

### ◆誤って解釈される「ワーク・ライフ・バランス」

製造業中心の時代から頭脳中心のサービス産業化が進んでいき、私たちの働き方は大きく変わりました。例えばコロナ禍では、自宅からリモートで打合せや仕事をしなければならぬところまで進みました。時代の変化が、ワーク・ライフ・バランスを重視した生き方を必要としているのでしょうか。

このワーク・ライフ・バランスですが、実は誤解されていることが多く、「仕事と家庭、プライベートを天秤にかけて両方のバランスを取る」といった考え方や、「プライベートを充実させるために仕事量を調整する」と認識されていることがあります。

また、日本では「女性が育児や仕事を両立させるための働き方」として捉えられることが多いですが、本来は、「ライフの充実が仕事を充実させる」というポジティブな考え方です。

### ◆働き方の捉え方は人それぞれである

先日、IT 企業の人事担当者が集まる会でダイバーシティ研修について討論する機会があったのですが、そこに参加した IT 企業の社長さんが「IT 産業に女性が増えないと大変だ。しかしワーク・ライフ・バランスを考えると（現状、出産や育児の負担が大きい）女性にはハンディがある。それをどう乗り越えるかが課題」というお話をされました。ところが、講演会の後で、出席者から「（特に出産や育児を主題とした）ダイバーシティ研修について、女性社員の関心が低下している」という話がありました。女性のライフスタイルも多様化して

「独身なので、ダイバーシティ研修には関心がない」とか「私は結婚しているが子供を持つことは考えていない」など、人それぞれに将来へのビジョンや仕事への考え方が異なっているのです。

日本企業では、ダイバーシティ研修と称して、女性だけを集めて「結婚してもキャリアが続けられるようにしましょう」といった勉強会を行うことがありますが、社員の働き方のニーズの多様性に焦点を当てた方が良いでしょう。今いる人材の能力を最大限に活かすことを重視し、組織として性別に関係なく柔軟に働ける機会を提供し、ロールモデルを増やしていくことが大切ではないでしょうか。

#### ◆仕事の評価基準を見直す

海外に目を向けますと、ドイツは世界各国と比べても労働時間が短いのですが、高い生産性を保持しています。これは個々人が効率性を重視している結果です。日本では依然として長時間働くことが評価される傾向が根強くあります。この課題を突破するためには、時間で評価するのではなく、「時間内での仕事の質」や、「時間当たりの付加価値を高めているか」などに焦点を合わせた評価制度に変えていく必要があります。働き方を変えるのが難しい背後には、変えないことで得られる既得権益を守りたい社員もいるでしょう。その壁を越えるためにも、経営者の考え方は重要です。トップダウンで組織が生まれ変わることは多々ありますので、まずは経営層から頭を切り替えていくことが必要でしょう。

また社員一人ひとりも、「自分にとって大切なものは何か」、「自分は何をしたいのか」を考えながら、長期のキャリアを考えて生きていく必要があると思います。そのために自分とは異なる分野の人に会い、それぞれの違いを理解しながら、他人とは違う自分の強みを探していくことが重要だと思います。異なるものと交流し、違いを理解することで、人生が豊かになります。また、そこで得られた価値観は、自身のワーク・ライフ・バランスを考える上で大いに役立つのではないのでしょうか。「男らしさ」「女らしさ」の規範にとらわれず、「自分らしさ」を追求した方が生きやすい社会が来ているのではないかと思います。

---

### ■□■ 3. 最新情報 ■□■

---

《お知らせ》

【厚生労働省】

女性活躍推進に関する取組で悩んでいませんか？

厚生労働省は「民間企業における女性活躍促進事業」等で、女性活躍推進の悩みや課題を抱えるすべての企業をきめ細かに支援しています。

■男女の賃金の差異の情報公表に関する好事例の公開

令和4年7月から義務化された男女の賃金の差異の情報公表について、好事例・インタビュー動画を掲載しています。是非、ご覧ください。

【掲載先】女性活躍推進法特集ページ（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

■女性活躍推進コンサルティング支援、説明会・相談会のご案内

アドバイザーによる無料支援サービス（昨年度は約700社を超える企業に対して個別支援を行いました）、説明会や相談会を実施していますので、ぜひご利用ください。

また、男女の賃金の差異の算出方法や要因分析についても解説・支援しています。

【女性活躍促進事業の支援の詳細】

民間企業における女性活躍促進事業

<https://www.joseikatsuyaku.jp/>

【お問い合わせ】

女性活躍推進センター

TEL：075-741-7862 e-mail: mb.joseikatsuyaku.jp

《地方公共団体等の動き》

各事業の詳細はそれぞれの地方公共団体にお問い合わせください。

【青森県】

「アイデアは、私らしく！まちづくりセミナー」受講生募集のお知らせ

地域での活動の幅を広げたい！仲間をつくりたい！私の強みを活かしたい！このような想いをお持ちの女性の皆様、日頃の想いや経験を活かして、自分も地域も幸せにするチカラを身につけませんか？

日時：

1.令和5年7月21日（金）13：30～16：30

2.令和5年8月17日（木）13：30～16：30

3.令和5年9月25日（月）13：30～16：30

4.令和5年10月23日（月）13：30～16：30

修了式 令和5年11月20日（月）又は21日（火）13：30～16：00

場所：むつ市 下北文化会館

対象：

- ・青森県在住の18歳以上の女性
- ・地域づくりやまちづくり等に興味のある方
- ・全4回の講座+修了式に参加できる方

受講料：無料

定員：10名

申込締切：令和5年7月17日（月）

申込方法：電話、メール、FAX 又は郵送

[http://www.apio.pref.aomori.jp/gender/news/tiikijosei\\_2023/](http://www.apio.pref.aomori.jp/gender/news/tiikijosei_2023/)

### 【山形県】

男女共同参画週間パネル展示

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会基本法という法律が施行されたのが、1999年（平成11年）6月23日です。これを機に、毎年6月23日から29日の1週間を男女共同参画週間とし、全国で様々な取組を行い普及啓発に努めています。

山形県男女共同参画センターチェリアでは、6月23日～30日の間、遊学館2階ギャラリーにて男女共同参画に関するパネル展示を開催します。是非御来場ください。

<https://yamagata-cheria.org/archives/8321>

### 【茨城県】

ダイバーシティ推進センターでは、「女性のための総合相談」を受け付けています。家族、夫婦、職場など様々な悩み事について専門の相談員が相談をお受けします。また、「弁護士による法律相談（予約制）」も実施しております。更に6月からは心理士による「ダイバーシティ相談」を始めます。一人で悩まずにお気軽に御相談ください。

日時：

・女性のための総合相談：毎週 水曜・木曜・金曜 9：00～12：00、13：00～17：00

※祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

※原則1日1回60分以内とし、定期的な相談者については30分以内 要予約・弁護士による法律相談：毎月第2金曜 13：00～16：00

※第2金曜が祝日の場合は前日の木曜

※原則1人30分まで 要予約

・ダイバーシティ相談：毎月1・3土曜 13：00～17：00

※祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

※原則1人50分間まで 要予約

場所：ダイバーシティ推進センター

<https://www.diversity-ibaraki.jp/counseling.html>

### 【栃木県】

男女共同参画スキルアップ講座（1）『自分たちが地域を守る！みんなの防災講座』

普及啓発活動に有効な知識とテクニックを学ぼう！男女共同参画に関する最新の情報や、地域における普及啓発に必要な知識と技法を習得し、自分の持つ能力の向上を目指します。

日時：令和5年7月19日（水）13：30～15：30

場所：那須塩原市 那須塩原市図書館「みるる」

対象：男女共同参画地域推進員、興味のある方どなたでも

定員：30名

参加費：無料

申込締切：令和5年7月11日（火）

申込方法：WEB、電話、FAX 又は直接来館

[https://www.parti.jp/kouza/index\\_zen03.html](https://www.parti.jp/kouza/index_zen03.html)

### 【富山県】

メンズプラスセミナー パパと一緒にSDGs体験！

男女共同参画社会の形成には、子育てにおける男性の役割は重要です。ふだん、子どもと過ごす時間を取りにくい父親が、子どもと一緒に体験する機会を提供することで、父子の絆を深めていただくとともに、男性の家事・育児参加を推進するセミナーです。

日時：令和5年7月29日（土）10：00～12：00

場所：富山県民共生センター「サンフォルテ」

対象：お父さんと子ども（年長～小学校低学年）

定員：12組 ※申込多数の場合は、抽選

費用：1組 1,000円（椅子1台）

申込方法：Web

申込締切：令和5年7月13日（木）

<https://www.sunforte.or.jp/event/svEveDtl.aspx?servno=1217>

### 【静岡県】

静岡県女性防災リーダー ブラッシュアップ研修会～あざれあ防災カードゲーム～

あざれあ防災カードゲームの勉強会を開催します。あざれあ防災カードゲームとは、カードが全部で50枚あり、それぞれに、避難所生活で起こりうる困難な状況や問題点が書かれています。グループで問題解決のための意見を出し合い、平常時からその対策を一緒に考える機会をつくるためのゲームです。

日時：令和5年7月8日（土）13：30～15：30

場所：静岡県東部総合庁舎 別棟2階会議室

対象：静岡県女性防災リーダー育成講座修了生、その他テーマに関心のある方

定員：30人

申込方法：Web、電話又はメール

<https://www.azarea-navi.jp/event/r50708/>

### 【大阪府】

大阪府では、女性活躍推進に積極的に取り組む事業者の皆さんを表彰する、「男女いきいき」

事業者表彰を実施しています。現在、第6回表彰の対象となる、女性活躍推進について他の事業者の模範となる取組を行う事業者（企業、団体）を募集しています。

今回より、「男女いきいき特別賞」及び「男女いきいきキラリ大賞」を設けます。

みなさまのご応募をお待ちしております！

募集期間：令和5年6月6日（火）から9月29日（金）

応募方法：募集要項を確認のうえ、応募用紙に必要事項を記入し、添付書類とともに令和5年9月29日（金）までにメールでご提出ください。

詳細：大阪府ホームページ <https://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/ikiiki2013/award.html>

問合せ：大阪府 府民文化部 男女参画・府民協働課 男女共同参画グループ

TEL：06-6210-9321（直通）

E-Mail：danjo-fumin@sbox.pref.osaka.lg.jp

### 【兵庫県】

令和5年度イーブン女性のための心理講座 ～こころが少し軽くなる～ 自己肯定感を上げるレッスン

県立男女共同参画センターが実施している「女性のためのなやみ相談」に寄せられる相談はDV、夫婦関係、離婚など多岐にわたりますが、女性が問題をひとりで抱え込み、生きづらさを感じているケースが多く見受けられます。本講座では女性の自己肯定感をテーマに、グループワーク等も交えつつふだんの人間関係を振り返り、心理学的観点から自己肯定のコミュニケーションを学びます。

日時：令和5年7月27日（木）10：00～12：00

場所：県立男女共同参画センター セミナー室

対象：県内在住又は在学・在勤でテーマに関心のある女性

定員：20名 ※応募者多数の場合は抽選

受講料：無料

申込方法：QRコード又はWeb

申込締切：令和5年7月14日（金）12：00

<https://hyogo-even.jp/seminar/new%ef%bc%81%e3%80%907-27%e6%9c%a8%e3%80%91%e4%bb%a4%e5%92%8c%ef%bc%95%e5%b9%b4%e5%ba%a6%e3%82%a4%e3%83%bc%e3%83%96%e3%83%b3%e5%a5%b3%e6%80%a7%e3%81%ae%e3%81%9f%e3%82%81%e3%81%ae%e5%bf%83%e7%90%86.html>

### 【山口県】

令和5年度「男女共同参画推進月間ポスターコンテスト（絵画）」の作品を募集します！

県では、男女が対等なパートナーとして、個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指して、社会の幅広い分野にわたる様々な施策の推進に取り組んでいます。特に、毎年10月を「男女共同参画推進月間」と定め、重点的に広報・啓発活動を行って



ます。この活動の一環として、推進月間のポスターに使用する「男女共同参画社会」を表現した絵画を募集します。

募集作品：「男女が共に生き生きと学び、働く姿」や「家族みんなで行う家事・育児」など、学校で、地域で、家庭で、性別や年齢にとらわれずに、それぞれの個性と能力を発揮でき、共に力を合わせて参画する「男女共同参画社会」を表現した絵画

※四つ切画用紙を使用し、応募者本人の作品で未発表のものに限ります。

応募資格：県内に在住・通勤・通学している方

応募方法：郵送又は持参

申込締切：令和5年7月31日（月） ※当日消印有効

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/37/206770.html>

### 【徳島県】

アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）に関する啓発動画について

アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）とは、自分自身では気づいていない、ものの見方やとらえ方の偏りをいいます。自分が持っているアンコンシャス・バイアスに気づくことで、一つの視点だけではなく、複数の視点から物事を見ることができるようになります。現在、外部サイト（YouTube 徳島県チャンネル）で動画を公開していますので、是非御覧ください。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/jinken/7216414/>

### 【熊本県】

オンライン開催「若い世代・女性の政治参加の必要性と課題～当事者の声を政治の場へ～」開催します

4月の統一選挙では、過去最高5人の女性県議会議員が誕生。熊本でも女性や若者など多様な人々の声が反映される社会への機運が高まっています。若い世代や女性の政治参画の必要性や課題について一緒に考えてみませんか。

日時：令和5年7月1日（土）10：00～11：30 ※オンライン入室 9：45

場所：オンライン開催（Zoom）

対象：どなたでも

参加費：無料

定員：50人 ※先着順

申込方法：Web 又は Fax

[http://www.parea.pref.kumamoto.jp/2023/05/post\\_152.html](http://www.parea.pref.kumamoto.jp/2023/05/post_152.html)

### 【宮崎県】

男女共同参画パネル展を開催しませんか～パネル貸出の御案内

宮崎県男女共同参画センターでは、誰もが性別に関わりなく互いにその人権を尊重し合い、

喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現するために、パネル展を開催していただける団体・グループを募集しています。

対象：県民を対象とした、男女共同参画社会づくりに資する啓発を目的に実施する団体・グループ、市町村、企業等

費用：貸出は無料 ※送料や会場使用料等パネル展開催に係る経費は申請者に御負担いただきます。

申込方法：FAX、メール又は郵送 ※既にセンター作成のパネルをお持ちで、再度利用される際も申請ください。

<https://www.mdanjo.or.jp/%e7%94%b7%e5%a5%b3%e5%85%b1%e5%90%8c%e5%8f%82%e7%94%bb%e3%83%91%e3%83%8d%e3%83%ab%e5%b1%95%e3%82%92%e9%96%8b%e5%82%ac%e3%81%97%e3%81%be%e3%81%9b%e3%82%93%e3%81%8b%ef%bd%9e%e3%83%91%e3%83%8d%e3%83%ab/>

---

#### 【編集後記】

大沢さんのお話の中にもあったように、ワーク・ライフ・バランスの本質は「ライフの充実が仕事を充実させる」ことです。そして、「仕事の充実」は、個人の「キャリアの形成」と「所得向上」につながり、「ライフの更なる充実」につながる好循環となります。しかし、この好循環の要素の一つである「所得」においても、日本には男女間の格差があります。厚生労働省の「令和4年賃金構造基本統計調査の概況」によると、日本における男女間賃金格差は、直近の約20年間で見ればおおよそ縮小傾向にあります。しかし「令和5年版男女共同参画白書」によると、男性の賃金の中央値を100とした場合の女性の賃金の中央値は、OECD諸国の平均値が88.1であるのに対し、日本は77.9です。他の先進諸国に比べれば、日本の男女間賃金格差はまだ大きいといえます。

現在、女性活躍推進法では、従業員数101人以上の企業に対し、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備などに関する一般事業主行動計画の策定・届出や、女性活躍に関する情報公表を義務づけています。2022年7月8日から、新たに、従業員数301人以上の企業を対象に、「男女の賃金の差異」を公表することが義務づけられました。各企業で自社の状況を確認し、男女間格差がある場合にはそれを是正する取組が求められます。



内閣府男女共同参画局「令和5年版 男女共同参画白書」より

本メールは送信専用メールアドレスから配信されております。  
 このまま御返信いただいてもお答えできませんので御了承ください。

配信中止はこちらから

<https://nmg.cao.go.jp/cao007/unsubscribe.php>

配信先変更は上記により配信中止の後、こちらから新しいアドレスで登録

<https://nmg.cao.go.jp/cao007/subscribe.php>

バックナンバーはこちらから

<http://www.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/backnumber/index.html>

このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0086.html>

内閣府「仕事と生活の調和」推進サイトはこちらから

<http://www.cao.go.jp/wlb/index.html>